

お客様 各位

ハナ信用組合

## マイナンバー等ご提示のお願い

平成 28 年 1 月よりマイナンバー制度が開始され、金融機関から税務署等へ提出する支払調書等にマイナンバー（個人番号）または法人番号を記載することが法令により義務付けられました。

このため、対象のお取引等に際して、お客様から番号のご提示をいただく必要がございます。

お客様のご理解ならびにご協力をお願いいたします。

### ○マイナンバーのご提示の際に必要となる書類ならびにマイナンバーの確認が必要となるお取引等

#### 【マイナンバーのご提示の際に必要となる書類】

次の①～③のいずれかの書類をご提示ください。

個人のお客様	法人のお客様
①個人番号カード（顔写真あり）	①法人番号通知書 (提示日前 6 ヶ月以内に発行されたもの)
②個人番号通知カード（顔写真なし）+運転免許証等 の本人確認書類	②法人番号通知書（提示日前 6 ヶ月以上前に発行されたもの）+登記事項証明書等の法人確認書類
③個人番号が記載された住民票の写し+運転免許証等 の本人確認書類	③法人番号が印字された書類（提示前 6 ヶ月以内に発行されたもの）+登記事項証明書等の法人確認書類
※顔写真のない本人確認書類をご提示いただく場合は、2種類必要となります。	

#### 【マイナンバーの確認が必要となるお取引等】

次のお取引を既に行われている方、または新規にご利用される方は上記の確認書類をご提示ください。

なお、住所などの変更手続を行う際にもマイナンバーのご提示が必要となります。

個人のお客様	法人のお客様
①出資金（配当金が 10 万円超の方のみ） ②少額貯蓄非課税制度（マル優）のご利用	①出資金 ②定期預金、通知預金、定期積金
※マル優をご利用される場合には、別途、非課税制度の適用を受けるための確認書類も必要となります。	

以上